

特別養護老人ホーム 湖の花 概要

(事業の目的)

社会福祉法人楽樹が開設する特別養護老人ホーム湖の花（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、生活相談員、介護職員および看護職員、等の従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な入居生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

上記の他「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム湖の花
- (2) 所在地 滋賀県大津市衣川二丁目27番1号

(主な職員の配置状況)

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

〈 職員の配置については、指定基準以上の員数を遵守しています。 〉

職 種	職員配置	職 種	職員配置
施設長（管理者）	1名	機能訓練指導員	1名以上
生活相談員	1名	介護支援専門員	1名
介護職員	27名以上	管理栄養士	1名
看護職員	3名以上	医師(嘱託)	1名

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制
介護職員	標準的な時間帯における平均配置人員
	早出 6:45 ～ 15:45 4名
	日勤 8:45 ～ 17:45 2名
	遅出 10:00 ～ 19:00 2名
	大遅出 11:30 ～ 20:30 4名
	夜勤 17:30 ～ 10:00(翌) 4名
生活相談員	標準的な時間帯における平均配置人員
	日勤 8:45 ～ 17:45 1名
看護職員	標準的な時間帯における平均配置人員
	日勤 8:45 ～ 17:45 3名
機能訓練指導員	標準的な時間帯における平均配置人員
	日勤 11:00 ～ 12:00 1名

(入居定員)

施設の入居者の定員は、70名とする。

(利用料その他の費用の額)

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、原則として介護保険負担割合証に記載された割合の額と別表1に定める居室料、食費及びおやつ代とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

前記の他、入居者より次の費用の額の支払いを受ける。

- (1) 特別な食事 実費
- (2) 娯楽・行事費用 実費
- (2) 理容・美容代 実費
- (3) 複写物の費用 10円/通
- (4) 文書料 1,000円/通
- (5) 貴重品管理 1,000円/月
- (6) 電化製品持込み費 10円～50円/日
- (7) 日常生活上必要となる諸費用 実費

前記に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(協力医療機関)

医療機関の名称	所在地	診療科
高山クリニック	大津市雄琴北 2丁目2-31	脳神経外科・整形外科 リハビリテーション科
琵琶湖大橋病院	大津市真野 5丁目1-29	循環器内科・内科・消火器内科 糖尿病・泌尿器科・外科・皮膚科 整形外科・眼科・歯科他
光吉歯科診療所	大津市浜大津 2丁目1-11	歯科

令和8年4月1日現在

特別養護老人ホーム 湖の花 施設長 柴田 恵里

別表1

単位：円/日

	負担限度額				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居室料	880	880	1,370	1,370	3,350
食費	300	390	650	1,360	1,710
おやつ代	100	100	100	100	100